

日医発第 299 号（保 64）
平成 21 年 6 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 21 年 6 月 19 日付厚生労働省告示第 332 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあった 9 成分 19 品目を、薬価基準の別表に第 27 部追補(23)として収載したものであります。

同時に、同日付保医発第 0619001 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) クラビット細粒 10%，クラビット錠 250 mg，クラビット錠 500 mg

① 本製剤の用法及び用量は以下のとおりであるので、使用にあたっては十分留意すること。

ア 通常、成人にはレボフロキサシンとして 1 回 500 mg を 1 日 1 回経口投与する。

なお、疾患・症状に応じて適宜減量する。

イ 腸チフス、パラチフスについては、レボフロキサシンとして 1 回 500 mg を 1 日 1 回 14 日間経口投与する。

② また、本製剤を除く既収載の内用レボフロキサシン製剤については、本製剤と用法及び用量が異なるため、上記①ア及びイの用法及び用量では算定できないことから、その使用にあたっては十分留意すること。

(2) アピドラ注カート，アピドラ注ソロスター，アピドラ注 100 単位/mL

- ① 本製剤はインスリン製剤であり，本製剤を投与した場合は，「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一第 2 章第 2 部第 2 節第 1 款区分「C 1 0 1」の在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② アピドラ注ソロスターは注入器一体型のキットであるので，在宅自己注射指導管理料を算定する場合，注入器加算は算定できないものであること。

(添付資料)

1. 官報（平 21. 6. 19 第 5095 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について
（平 21. 6. 19 厚生労働省保険局医療課長通知）

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）



編集・印刷
 独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
 を改正する件(厚生労働三三三二)

品名	第27部内	追用	補(注)	規格	単位	薬価 円
(お)						
オラベネム小児用細粒10%					100mg 1g	580.90
(く)						
クラビット細粒10%				100mg 1g	(レボフロキサシンとして)	138.20
クラビット錠250mg				250mg 1錠	(レボフロキサシンとして)	304.50
クラビット錠500mg				500mg 1錠	(レボフロキサシンとして)	547.20
クロザリル錠25mg					25mg 1錠	85.30
クロザリル錠100mg					100mg 1錠	300.60
(す)						
ストラテラカプセル5mg					5mg 1カプセル	264.90
ストラテラカプセル10mg					10mg 1カプセル	315.70
ストラテラカプセル25mg					25mg 1カプセル	398.10
(た)						
タイケルブ錠250mg					250mg 1錠	1,620.70
(み)						
ミコンビ配合錠AP					1錠	157.30
ミコンビ配合錠BP					1錠	234.40
品名	注	射	薬	規格	単位	薬価 円
(あ)						
アビドラ注カート					300単位 1筒	1,596
アビドラ注ソロスター					300単位 1キット	2,237
アビドラ注100単位/mL					100単位 1mLバイアル	380
(り)						
リスパダール コンスタ筋注用25mg				25mg 1キット	(懸濁用液付)	23,520
リスパダール コンスタ筋注用37.5mg				37.5mg 1キット	(懸濁用液付)	30,997
リスパダール コンスタ筋注用50mg				50mg 1キット	(懸濁用液付)	37,703
品名	外	用	薬	規格	単位	薬価 円
(あ)						
アラミスト点鼻液27.5μg56噴霧用					3mg 6g 1キット	2,032.70

○厚生労働省告示第三百三十二号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
 価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
 平成二十一年六月十九日
 別表に第27部として次のように加える。
 厚生労働大臣 舛添 要一



保医発第0619001号
平成21年6月19日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成21年6月19日付け厚生労働省告示第332号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬12品目、注射薬6品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 161	4, 616	3, 167	42	16, 986

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) クラビット細粒10%、クラビット錠250mg、クラビット錠500mg
 - ① 本剤の用法及び用量は以下のとおりであるので、使用にあたっては十分留意すること。
 - ア 通常、成人にはレボフロキサシンとして1回500mgを1日1回経口投与する。

なお、疾患・症状に応じて適宜減量する。

イ 腸チフス、パラチフスについては、レボフロキサシンとして1回500mgを1日1回14日間経口投与する。

- ② また、本製剤を除く既記載の内用レボフロキサシン製剤については、本製剤と用法及び用量が異なるため、上記①ア及びイの用法及び用量では算定できないことから、その使用にあたっては十分留意すること。

(2) アピドラ注カート、アピドラ注ソロスター、アピドラ注100単位/mL

- ① 本製剤はインスリン製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一第2章第2部第2節第1款区分「C101」の在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② アピドラ注ソロスターは注入器一体型のキットであるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、注入器加算は算定できないものであること。

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬	オラペネム小児用細粒10%	テビペネム ピボキシル	100mg 1 g	580.90
2	内用薬	クラビット細粒10%	レボフロキサシン水和物	100mg 1 g (レボフロキサシンとして)	138.20
3	内用薬	クラビット錠250mg	レボフロキサシン水和物	250mg 1 錠 (レボフロキサシンとして)	304.50
4	内用薬	クラビット錠500mg	レボフロキサシン水和物	500mg 1 錠 (レボフロキサシンとして)	547.20
5	内用薬	クロザリル錠25mg	クロザピン	25mg 1 錠	85.30
6	内用薬	クロザリル錠100mg	クロザピン	100mg 1 錠	300.60
7	内用薬	ストラテラカプセル5 mg	アトモксеチン塩酸塩	5 mg 1 カプセル	264.90
8	内用薬	ストラテラカプセル10mg	アトモксеチン塩酸塩	10mg 1 カプセル	315.70
9	内用薬	ストラテラカプセル25mg	アトモксеチン塩酸塩	25mg 1 カプセル	398.10
10	内用薬	タイケルブ錠250mg	ラパチニブトシル酸塩水和物	250mg 1 錠	1,620.70
11	内用薬	ミコンビ配合錠AP	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1 錠	157.30
12	内用薬	ミコンビ配合錠BP	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1 錠	234.40
13	注射薬	アピドラ注カート	インスリン グルリジン (遺伝子組換え)	300単位 1 筒	1,596

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
14	注射薬 アピドラ注ソロスター	インスリン グルリジン (遺伝子組換え)	300単位 1キット	2,237
15	注射薬 アピドラ注100単位/mL	インスリン グルリジン (遺伝子組換え)	100単位 1mLバイアル	380
16	注射薬 リスパダール コンスタ筋注用25mg	リスペリドン	25mg 1キット (懸濁用液付)	23,520
17	注射薬 リスパダール コンスタ筋注用37.5mg	リスペリドン	37.5mg 1キット (懸濁用液付)	30,997
18	注射薬 リスパダール コンスタ筋注用50mg	リスペリドン	50mg 1キット (懸濁用液付)	37,703
19	外用薬 アラミスト点鼻液27.5 μ g56噴霧用	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	3mg 6g 1キット	2,032.70

(参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別)

新医薬品 (平成二十一年四月承認分)

(内用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量	
1	内117	クロザリル錠25mg クロザリル錠100mg (ノバルティス ファーマ)	25mg1錠 100mg1錠	クロザピン	通常、成人にはクロザピンとして初日は12.5mg (25mg錠の半分)、2日目は25mgを1日1回経口投与する。3日目以降は症状に応じて1日25mgずつ増量し、原則3週間かけて1日200mgまで増量するが、1日量が50mgを超える場合には2~3回に分けて経口投与する。維持量は1日200~400mgを2~3回に分けて経口投与することとし、症状に応じて適宜増減する。ただし、1回の増量は4日以上の間隔をあげ、増量幅としては、1日100mgを超えないこととし、最高用量は1日600mgまでとする。
(効能・効果) 治療抵抗性統合失調症					

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量	
2	内119	ストラテラカプセル5mg ストラテラカプセル10mg ストラテラカプセル25mg (日本イーライリリー)	5mg1カプセル 10mg1カプセル 25mg1カプセル	アトモキセチン 塩酸塩	通常、小児にはアトモキセチンとして1日0.5mg/kgより開始し、その後1日0.8mg/kgとし、さらに1日1.2mg/kgまで増量した後、1日1.2~1.8mg/kgで維持する。ただし、増量は1週間以上の間隔をあけて行うこととし、いずれの投与量においても1日2回に分けて経口投与する。なお、症状により適宜増減するが、1日用量は1.8mg/kg又は120mgのいずれか少ない量を超えないこと。
(効能・効果) 小児期における注意欠陥/多動性障害 (AD/HD)					

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
3	内214 ミコンビ配合錠AP ミコンビ配合錠BP (日本ベーリンガー インゲルハイム)	1錠 1錠	テルミサルタン /ヒドロクロロ チアジド	成人には1日1回1錠(テルミサルタン/ヒドロクロロチアジドとして40mg/12.5mg又は80mg/12.5mg)を経口投与する。本剤は高血圧治療の第一選択薬として用いない。
(効能・効果) 高血圧症				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
4	内429 タイケルブ錠250mg (グラクソ・スミスク ライン)	250mg1錠	ラパチニプトシ ル酸塩水和物	カペシタビンとの併用において、通常、成人にはラパチニブとして1250mgを1日1回、食事の1時間以上前又は食後1時間以降に経口投与する。なお、患者の状態により適宜減量する。
(効能・効果) HER2過剰発現が確認された手術不能又は再発乳癌				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
5	内613 オラペネム小児用細粒10% (明治製薬)	100mg1g	テビペネム ピ ボキシル	通常、小児にはテビペネムピボキシルとして1回4mg(力価)/kgを1日2回食後に経口投与する。なお、必要に応じて1回6mg(力価)/kgまで増量できる。
(効能・効果) <適応菌種> テビペネムに感性の黄色ブドウ球菌、レンサ球菌属、肺炎球菌、モラクセラ (ブランハメラ)・カタラーリス、インフルエンザ菌 <適応症> 肺炎、中耳炎、副鼻腔炎				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
6 内624	クラビット錠250mg クラビット錠500mg クラビット細粒10% （第一三共）	250mg1錠（レボフロキサシンとして） 500mg1錠（レボフロキサシンとして） 100mg1g（レボフロキサシンとして）	レボフロキサシン水和物	通常、成人にはレボフロキサシンとして1回500mgを1日1回経口投与する。なお、疾患・症状に応じて適宜減量する。腸チフス、パラチフスについては、レボフロキサシンとして1回500mgを1日1回14日間経口投与する。
<p>（効能・効果）</p> <p><適応菌種></p> <p>本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、淋菌、モラクセラ（プランハメラ）・カタラーリス、炭疽菌、大腸菌、赤痢菌、サルモネラ属、チフス菌、パラチフス菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、プロビデンシア属、ペスト菌、コレラ菌、インフルエンザ菌、緑膿菌、アシネトバクター属、レジオネラ属、プルセラ属、野兎病菌、カンピロバクター属、ペプトストレプトコッカス属、アクネ菌、Q熱リケッチア（コクシエラ・プルネティ）、トラコーマクラミジア（クラミジア・トラコマティス）</p> <p><適応症></p> <p>表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、慢性膿皮症、ざ瘡（化膿性炎症を伴うもの）、外傷・熱傷および手術創等の二次感染、乳腺炎、肛門周囲膿瘍、咽頭・喉頭炎、扁桃炎（扁桃周囲炎、扁桃周囲膿瘍を含む）、急性気管支炎、肺炎、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、前立腺炎（急性症、慢性症）、精巣上体炎（副睾丸炎）、尿道炎、子宮頸管炎、胆嚢炎、胆管炎、感染性腸炎、腸チフス、パラチフス、コレラ、バルトリン腺炎、子宮内感染、子宮付属器炎、涙嚢炎、麦粒腫、瞼板腺炎、外耳炎、中耳炎、副鼻腔炎、化膿性唾液腺炎、歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎、炭疽、プルセラ症、ペスト、野兎病、Q熱</p>				

(注射薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量	
7	注117	リスパダール コンスタ筋注用25mg リスパダール コンスタ筋注用37.5mg リスパダール コンスタ筋注用50mg (ヤンセン ファーマ)	25mg1キット (懸濁用液付) 37.5mg1キット (懸濁用液付) 50mg1キット (懸濁用液付)	リスペリドン	通常、成人にはリスペリドンとして1回25mgを2週間隔で臀部筋肉内投与する。なお、初回量は25mgとし、その後、症状により適宜増減するが、1回量は50mgを超えないこと。
(効能・効果) 統合失調症					

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量	
8	注249	アピドラ注カート アピドラ注ソロスター アピドラ注100単位/mL (サノフィ・アベンティス)	300単位1筒 300単位1キット 100単位1mL バイアル	インスリン グルリジン (遺伝子組換え)	
<p>○アピドラ注カート 通常、成人では1回2～20単位を毎食直前にインスリンペン型注入器を用いて皮下注射するが、中間型又は持効型溶解インスリン製剤と併用することがある。投与量は、患者の症状及び検査所見に応じて適宜増減するが、中間型又は持効型溶解インスリン製剤の投与量を含めた維持量としては通常1日4～100単位である。</p> <p>○アピドラ注ソロスター 通常、成人では1回2～20単位を毎食直前に皮下注射するが、中間型又は持効型溶解インスリン製剤と併用することがある。投与量は、患者の症状及び検査所見に応じて適宜増減するが、中間型又は持効型溶解インスリン製剤の投与量を含めた維持量としては通常1日4～100単位である。</p> <p>○アピドラ注100単位/mL 通常、成人では1回2～20単位を毎食直前に皮下注射するが、中間型又は持効型溶解インスリン製剤と併用することがある。投与量は、患者の症状及び検査所見に応じて適宜増減するが、中間型又は持効型溶解インスリン製剤の投与量を含めた維持量としては通常1日4～100単位である。 必要に応じポータブルインスリン用輸液ポンプを用いて投与する。</p>					
(効能・効果) インスリン療法が適応となる糖尿病					

(外用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量	
9	外132	アラミスト点鼻液27.5 μg56噴霧用 (グラクソ・スミスク ライン)	3mg6g1キット	フルチカゾンフ ランカルボン酸 エステル	成人には、通常1回各鼻腔に2噴 霧 (1噴霧あたりフルチカゾン フランカルボン酸エステルとし て27.5μgを含有) を1日1回投 与する。
		(効能・効果) アレルギー性鼻炎			